

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
010010	4輪原動機付自転車の乗車人員の規制緩和	道路交通法第57条 道路交通法施行令第22条 道路交通法施行規則第7条の13	自動車の乗車人員は、普通自動車で定格出力が0.60キロワット以下の原動機を有するもの(「ミニカー」)にあっては一人を超えないこととされている。	4輪原動機付自転車は1人乗りに限られているが2人乗り可能に改定して頂きたい。(環境対応として電気自動車に限定しても良い)	提案理由 当プロジェクトの活動拠点である群馬県生市はマイカー所有台数が1世帯当たり19台と極めて高い。また日常的に買い物や郊外の大規模商業施設を利用する傾向にあり、利用率も年々増加している。そのため、それに伴うマイカー利用がCO2排出の増大をより深刻化させている。 この問題を打開するにはガソリンを使用するマイカー利用を前提とする社会構造・交通基盤の見直しが必要であると考え、そこで当プロジェクトの属する群馬大学工学研究科の様々な先端技術資源を活用した研究開発を推進する中で、開閉・実装し、その具体策として電気自動車、特にワンユニースとしての2人乗り超小型電気自動車を実験的に走らせその有用性を検証する。  (参考) 本研究開発プロジェクトの全体目標は、低炭素型交通インフラの整備並びに情報インフラの整備によるコンパクトな暮らしやすい街の構築である。またそれによるエネルギー消費の削減・CO2削減を実現させることである。	C		留提案の画面は、道路交通法上普通自動車とされているミニカーに相当する考えられるが、この乗車定員を2人とすると、適度な加速で最高速度を維持する等の安定した走行性能の確保及び乗車人員の安全の面で交通の安全と円滑の確保に支障をきたすことが、提案者等が開発している又は今後開発されるミニカー(定格出力0.60キロワット以下)がこのような支障をきたさないことが判明した場合には後述の通りである。また、ミニカーの乗車定員を2人とすることはできない。 なお、定格出力が0.60キロワットを超える原動機を有する普通自動車については、国土交通大臣の行う検査の対象となり、その乗車人員は自動車検査証等に記載された乗車定員を超えないものとなる。(検査結果によっては2人以上となる場合もあると思料)	「安定した走行性能の確保及び乗車人員の安全の面で交通の安全と円滑の確保に支障をきたすことが、提案者等が開発している又は今後開発されるミニカー(定格出力0.60キロワット以下)がこのような支障をきたさないことが判明した場合には後述の通りである。また、ミニカーの乗車定員を2人とすることはできない。また、支障をきたさないことを証明するにはどのような手続きを踏むべきなのか、回答されない。			1 0 2 8 1 0	国立大学法人 群馬大学・ NPO法人北園 東産官学研究会	群馬県	警察庁
010020	搭乗型の移動支援ロボット(公道歩道)走行社会フィールド実証試験特区	道路交通法第2条第1項第8号、第11号、第11号の2、第11号の3、第3項第1号 道路交通法第17条第3項、第63条の4 道路交通法第84条第1項 道路交通法施行令第1条 道路交通法施行規則第1条、第1条の3、第1条の4 道路交通法施行規則第9条の2 (道路運送車両法第2条、第40条、第44条等)	道路交通法第64条第1項の規定により、自動車及び原動機付自転車(以下「車両」という。)は、公安委員会の運転免許を受けなければならないこととされている。 道路交通法第17条第3項の規定により、車両は公道を走行することができる者は、歩行者を始め、道路交通法第3条の3、第63条の4の規定により歩行者としてみなされる身体障害者用の車いす、歩行補助車等とされている。また、道路運輸法等により当該歩道を走行することができることとされている場合等においては、普通自転車も、歩道を走行することができる。	一定の要件を満たす搭乗型の移動支援ロボット(パーソナルモビリティ等)を、電動機を用いるものであっても、電動アシスト自転車(または原動機を用いる歩行補助車等)扱いとし、つくば市内のある一定区域の公道(普通自転車も走行可能な歩道)での走行を可能とする。これにより、モビリティ格差のない社会の実現に向けた、自動車に替わる近距離の新たな移動手段が生まれる。また、移動支援ロボットには、新たな移動手段(都市交通システム)として高い可能性がある。②移動支援ロボットには、地域の安全確保のための防犯パトロールの手段としても、高い可能性がある。③2030年までにCO2排出量50%削減を目指すための環境スタイル計画の実現のために、自動車に替わる環境配慮型の移動手段として、移動支援ロボットは高い可能性がある。④公道での実証試験を行い、安全性等を検証することで、公道で役立つ移動支援ロボットの実用化が加速され、世界をリードする日本のロボット産業の創出に貢献し、地域活性化を図る。	一定の要件を満たす搭乗型の移動支援ロボット(パーソナルモビリティ等)を、電動機を用いるものであっても、電動アシスト自転車(または原動機を用いる歩行補助車等)扱いとし、つくば市内のある一定区域の公道(普通自転車も走行可能な歩道)での走行を可能とし、歩行者混在空間での移動支援ロボットの実証試験を行なう。  ①モビリティ格差のない社会の実現に向けた、自動車に替わる近距離の新たな移動手段が生まれる。また、移動支援ロボットには、新たな移動手段(都市交通システム)として高い可能性がある。 ②移動支援ロボットには、地域の安全確保のための防犯パトロールの手段としても、高い可能性がある。 ③2030年までにCO2排出量50%削減を目指すための環境スタイル計画の実現のために、自動車に替わる環境配慮型の移動手段として、移動支援ロボットは高い可能性がある。 ④公道での実証試験を行い、安全性等を検証することで、公道で役立つ移動支援ロボットの実用化が加速され、世界をリードする日本のロボット産業の創出に貢献し、地域活性化を図る。  安全対策 ① 走行エリアを市内一定エリアの幅員が広い歩道(自転車も走行可能な歩道)に限定する。 ② 搭乗する者は安全な搭乗方法について教育を受けた者に限定する。 ③ 走行する速度は、低速の自転車と同程度とし、12km/h程度に制限する。 ④ 私道等において実証試験や利活用がなされているものに限定する。 その他別紙特区説明書 参照	F	1 直ちに措置できない理由 現在開発が進められている搭乗型の移動支援ロボットは、現行制度においては、道路運送車両法上、原動機の定格出力の大小に応じて自動車又は原動機付自転車に該当するものと考えられる。その場合は道路運送車両法の規定に適合するものでなければ、運行の用に供することができない。また、公道を通行するには運転、検定を要している状況にある。 一方、当該搭乗型の移動支援ロボットの歩行者混在空間での実証試験については、歩道における歩行者やその乗乗者の安全を確保するために必要な措置が十分に確保、検定を要していない状況にある。 このような状況において、搭乗型の移動支援ロボットを自転車等と位置付け、公道を走行させることは時期尚早と考えられ、仮に対象地域や対象者を限定した実証試験であっても、交通安全が確保されるべきである。また、歩行者や歩行者等が歩道に侵入する等の事象的対応には取戻しが難しいこととなることから、十分かつ慎重な検討が必要である。  2 検討主体、検討内容、検討プロセス 特区内の一定の道路における実証試験の実施が可能となるよう、道路使用許可等の必要な法上の措置、安全を確保するために必要な具体的な措置等につき、国土交通省とも連携して速やかに検討を行う。 (検討内容) ○ 使用する搭乗型の移動支援ロボットの仕様 ○ 道路交通法上の条件(道路構造、交通量等) ○ 必要となる安全措置(走行速度、使用者の講習、歩行者等への注意喚起等)  3 検討を開始する時期、検討開始後実施までに要する期間 実証試験の実施に向けて、平成22年度中に一定の結論が得られるよう、速やかに検討を開始する。	右提案主体の意見を踏まえ、また、提案内容がより早期に実現できるように、再度検討される。	科学技術が社会に役立つものを作り上げていくためには、技術開発のみならずそれを活かす社会システム(社会基盤)を併せて整備することが重要である。つくば市は研究都市として科学技術が社会に役立つものとするため街自体を実証フィールドとして提供することが重要な使命である。欧米では新しい移動手段が既に公道を走行できるよう整備がなされ、それにより利用者が生み出されるイノベーションが生まれるより一層の技術開発が進んでいる。我が国においても、我が国科学技術の国際競争力強化のため息遣い対応が必要であると考え、以上から、当市の特区提案を認めていただきたい(詳細別紙)。	1 0 3 5 0 1 0	つくば市	茨城県	警察庁 国土交通省		
010030	歩行者専用信号機の構造基準の緩和	道路交通法第4条第4項 道路交通法施行令第2条 道路交通法施行規則第4条、別表第1	歩行者等に対して意味を表示する信号は、人の形の記号を有する灯火と定められている。	歩行者専用信号機の表示中の記号を「人の形」に限定する規定の緩和	【事業の概要】 福井県は、日本で発掘された恐竜化石の8割以上を占め、30体以上の恐竜骨格がある国内最大級の恐竜博物館を有する。博物館は子どもから大人まで楽しめる。研究者も満足できる施設で、年間約40万人が来館、うち8割以上は県外の方である。 県では、この恐竜という地域資源を活用し、観光誘客を図るため、九頭竜川流域の恐竜化石発掘現場から中流域まで「恐竜渓谷(ダイノバレー)」として一体的整備を進めており、国道沿いの道の駅に恐竜のモニュメントなども設置している。 こうした中、博物館周辺の信号機や横断歩道に恐竜を連想させるイラストなどをを用いた公共的空間を創出し、「恐竜王国ふい」の活性化を推進する。  【提案理由】 恐竜博物館を中心にダイノバレーとして地域振興を図っているところであるが、歩行者専用信号機や横断歩道のデザインは道路構造法によって全国一律の基準でその形等が定められており、地域独自の工夫を施す余地がない。この規制を緩和し、信号機等に恐竜のイラストを用いるなど観光資源に調和した交通機種の設置を可能にし、地域全体の魅力を向上させ、観光客の関心を高める地域振興につながる。なお、道路交通上の安全性に配慮した形状とする。	C	信号機は、交通の安全と円滑を図るため、交差点における交通整理を円滑に行うために設けられた装置であり、道路を進行する歩行者及び車両には、その表示する信号に従う義務が課せられ、当該義務は罰則で担保されている。また、歩行者が従うべき信号の混乱や誤認は、歩行者の交通安全の危険を及ぼさざるを得ない。道路交通法第76条第1項においては、信号機等に類似する信号物の設置が禁止され、罰則も規定されている。 現行の歩行者専用信号機の信号の形は、高齢者、弱視者、色覚異常者等の歩行者からの視認性を確保した上で定められた。特に、色覚異常者にとっては、信号の形が重要である。 また、歩行者専用信号機の信号の形に恐竜の形を認めた場合、他の信号を誤認し、混乱を及ぼす恐れがある。また、歩行者専用信号機は、歩行者専用信号機であることを認識できることには十分可能であると考えられるが、この点についても回答されない。 したがって、本件提案を認めることはできない。 なお、地域振興などの公益性の活用については、交通の安全の確保に支障のない範囲で、提案者と協議することが可能である。	右提案主体の意見について回答された。 その際、歩行者専用信号機そのものの設置につき、恐竜型信号機の横「これは歩行者専用信号機です」という看板(夜間点灯)を付けること等により、「進め」のように違いが明確に区別できるように工夫することで、色覚異常者等でも視認できるようになる。特区計画認定の際に、信号としての認知や視認性に配慮されたものに限定する。 また、海外では地域限定の信号機を用いている例が複数あり、人以外の形の信号機も実際に公道上で使われている。	1 0 4 4 0 1 0	福井県	福井県	警察庁			

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
010040	恐竜の足跡型横断歩道アート	道路交通法第4条第5項 道路標識、区画線及び道路標示に関する法令第10条、別表第6	横断歩道を表示する道路標示の様式については、白色の線状の記号等が定められている。	道路交通法第4条第5項で、横断歩道の設置にあたってはその形状が規定されており、独自の形状のものを設置することはできない。この規制を緩和し、恐竜博物館周辺に限り、恐竜の足跡をかたどったペイント付きの横断歩道の設置を可能とする。	【事業の概要】 福井県は、日本で発掘された恐竜化石の8割以上を占め、30体以上の恐竜骨格がある国内最大級の恐竜博物館を有する。博物館は子どもから大人まで楽しめ、研究者も満足できる施設で、年間約40万人が来館、うち8割以上は県外の方である。 県では、この恐竜という地域資源を活用し、観光誘客を促進するため、九頭竜川流域の恐竜化石発掘現場から中流域まで「恐竜渓谷(ダイノジャーバル)」として一体的整備を進めており、国道沿いの道の駅に恐竜のモニュメントなども設置している。 こうした中、博物館周辺の信号機や横断歩道に恐竜を連想させるイラストなどを用いた公共的空間を創出し、「恐竜玉面(い)の活性化を推進する。 【提案理由】 恐竜博物館を中心に「ダイノジャーバル」として地域振興を図っているところであるが、歩行者専用信号機や横断歩道などの交通標識は道路交通法によって全国一律の基準でその形態等が定められており、地域独自の工夫等が実施できない。 この規制を緩和し、信号機等に恐竜のイラストを用いた観光資源と調和した交通標識の設置を可能にし、地域全体の魅力を向上させ、観光客の関心を高める地域振興につなげる。なお、道路交通上の安全性に配慮した形状とする。 ※横断歩道と認識できるように、規定の横断歩道をベースとして目立たない色で恐竜の足跡を描き、自動車運転手が横断歩道を認識できるように工夫する。(できるだけ横断歩道に近い白と黒のゼブラ模様を維持することで、視認性による不安点を解消)	C		横断歩道は、歩行者が車両等から危害を受けることなく安全に道路を横断することができるよう、道路標識等により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示された場所である。横断歩道の付近の場所では、歩行者に横断歩道により道路を横断する義務が課せられている一方で、車両等の運転者には、横断歩行者のいる横断歩道の手前で一時停止すると共に、横断歩行者の通行を妨げないようしなければならない義務が課せられている。したがって、歩行者及び車両等の運転者に、横断歩道の存在が遠方等からも確実かつ明瞭に認知される必要があり、道路交通法においては、道路標識等に類似する工作物をみだりに設置することが禁止されている。仮に、横断歩道を表示する道路標識に様々な形状のものを認めれば、当該道路を通行する歩行者及び車両等の運転者は、他の道路標識と混同や混乱するなど、当該横断歩道が法律上の横断歩道であるかどうかが直ちに判断することができないおそれがある。したがって、歩行者等の通行の安全を確保するため、横断歩道を表示する道路標識の様式については、全国的に統一された様式以外のものを認めることはできない。	右提案主体の意見について回答したい。	今回の提案は、横断歩道のゼブラ模様は維持し、①白線上に足跡を白抜きする、もしくは②アスファルト部分に視認性に影響を及ぼさない色で足跡をペイントする、等の工夫をすることで、横断歩道(ゼブラ模様)の視認性に支障はきたさないものと考えられる。 今回、特区申請を検討している恐竜博物館付近は速度制限が40km/時以下であり、また、信号機設置場所に限定するなどにより、安全性の確保は可能である。	ダイノジャーバル-特区	1 0 4 4 0 2 0	福井県	福井県	警察庁
010050	世界に認められる、21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所を設置」	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第23条第1項第1号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等や遊技メダルを返却し客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそそおそれがあるため、風習法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射率心をそそおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。	パチンコ営業店による社会貢献活動の推進。パチンコ営業店内にパチンコ営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO)等による、貸玉・貸メダル返却所の設置を行い、遊技客が簡単に借りやすく、安心安全な店内で「玉・メダル」の返却を行うことが出来るシステム。	警察庁の犯罪統計により、「ぱちんこ高品買取所」に対する凶悪犯罪が、いっそう無くなるような現象を促す(平成18年度、上半期認知18件、再度と提案させて頂きます。これらの凶悪犯罪を未然に防ぐために、新しい高品買取システムを採用することにより、セキヤ行がしつかりた設備と人々がいるパチンコ営業店内で第三者(社会福祉団体・NPO)等の買戻しを行うことが、多くのパチンコファンを凶悪犯罪から守るために最も早急に採用される必要があると判断されています。このシステムの採用により、支那にあるところの、不明瞭で不健全な3店方式と呼ばれる高品買取システムによる被害を削減し、パチンコを今以上に明るく健全な娯楽産業にする事が可能になります。これにより、日本で生まれたい娯楽産業に発展した素晴らしいパチンコが、グローバル時代の現代においては、世界中の人々に本当のパチンコを楽しませることを知っていただけることとなり、その結果、国民の娯楽産業に成長したパチンコ産業そのものが、世界中に輸出できる体制になるのであります。	C		ぱちんこ営業所内において遊技客の玉又はメダルが現金で買い取られることは、ぱちんこ営業に関して現金が賞品として提供されること等と同一視でき、当該営業について著しく客の射率心をそそおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。			1 0 4 4 0 1 0	株式会社 玉	愛知県	警察庁	
010060	世界に認められる、21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店が遊技客に「貸玉・貸メダル」の最高限度額を変更する。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第35条第1項第2号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等や遊技メダルを返却し客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそそおそれがあるため、風習法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射率心をそそおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技券としてぱちんこ遊技機に係る玉1個につき4円、同形式遊技機に係るメダル1枚につき20円を超えないこと等の規制がなされている。	現在のパチンコの貸玉金額は昭和53年(1978年)に1個3円から4円に改定されてから実に30年間も見直しがなされておらず、パチンコファンからは、貸玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそも、パチンコ産業は保護協会で認可された遊技機で営業を行っており、16歳未満の者を客として立てることを禁止している等、適度な射率性を保った最大の大衆娯楽産業であります。地域より、遊技客が楽しんでより幅広い「貸玉・貸メダル料金」貸玉玉一つに4円、貸メダル一枚につき20円を超えないこととなつて「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき5円、メダル一枚につき5円を超えないことに改定する。	現在のパチンコの貸玉金額は昭和53年(1978年)に1個3円から4円に改定されてから実に30年間も見直しがなされておらず、パチンコファンからは、貸玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそも、パチンコ産業は保護協会で認可された遊技機で営業を行っており、16歳未満の者を客として立てることを禁止している等、適度な射率性を保った最大の大衆娯楽産業であります。地域より、遊技客が楽しんでより幅広い「貸玉・貸メダル料金」貸玉玉一つに4円、貸メダル一枚につき20円を超えないこととなつて「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき5円、メダル一枚につき5円を超えないことに改定する。	C		ぱちんこ営業に係る遊技料金の引き上げについては、当該営業について著しく客の射率心をそそおそれが生じるとから、認められない。			1 0 4 0 7 0 2 0	株式会社 玉	愛知県	警察庁	
010070	パチンコ営業店における賞品最高限度額の引上げを認める。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第35条第3項	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等や遊技メダルを返却し客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそそおそれがあるため、風習法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射率心をそそおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、賞品の高品買取額が1万円を超えないこと等の規制がなされている。	現在パチンコ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではあるが、現在の賞品の最高限度額は、平成2年にそれまでの最高限度額0千円から1万円まで引き上げられ、その後20万円に引き上げられてきた。最近の健康ブームや消費者の高志向により、現行の1万円を超えない等価の物品では必ずしも遊技客に満足いく賞品を提供しているとはいえず、上層を3万円に引上げることにより、貯玉・再プレー制度の活用と相まって今より一層多品種で高額の賞品を提供することが出来る。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑み、例え3万円の上限を3万円に上げたとしても、著しく射率心をそそおそれを生じるとは認められない。また、1万円の賞品を3個獲得する場合と、1個3万円の賞品を獲得する場合、共に賞品獲得金額は3万円であるが、現在の成熟した社会においては、3万円分の賞品を獲得する手段が、1万円の賞品3個と3万円の賞品1個の獲得方法のどちらであったとしても、3万円の賞品1個を遊技客が獲得した場合、それだけで著しく射率心をそそおそれを生じるとは認められない。保護協会で認可された遊技機を設置し営業を行っているパチンコ営業店は適度な射率性を保った健全な娯楽産業であり、例え賞品最高限度額を現在の1万円から3万円に上げたとしても、賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受けることは有り得ないのであります。	現在パチンコ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではあるが、現在の賞品の最高限度額は、平成2年にそれまでの最高限度額0千円から1万円まで引き上げられ、その後20万円に引き上げられてきた。最近の健康ブームや消費者の高志向により、現行の1万円を超えない等価の物品では必ずしも遊技客に満足いく賞品を提供しているとはいえず、上層を3万円に引上げることにより、貯玉・再プレー制度の活用と相まって今より一層多品種で高額の賞品を提供することが出来る。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑み、例え3万円の上限を3万円に上げたとしても、著しく射率心をそそおそれを生じるとは認められない。また、1万円の賞品を3個獲得する場合と、1個3万円の賞品を獲得する場合、共に賞品獲得金額は3万円であるが、現在の成熟した社会においては、3万円分の賞品を獲得する手段が、1万円の賞品3個と3万円の賞品1個の獲得方法のどちらであったとしても、3万円の賞品1個を遊技客が獲得した場合、それだけで著しく射率心をそそおそれを生じるとは認められない。保護協会で認可された遊技機を設置し営業を行っているパチンコ営業店は適度な射率性を保った健全な娯楽産業であり、例え賞品最高限度額を現在の1万円から3万円に上げたとしても、賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受けることは有り得ないのであります。	C		ぱちんこ営業に係る賞品の最高限度額の引き上げについては、当該営業について著しく客の射率心をそそおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。			1 0 7 0 3 0	株式会社 玉	愛知県	警察庁	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
010080	世界に認められる、21世紀のパソコンビジネスモデル、パチンコ営業店とカジノのコーポレーション特区。	刑法第185条、第186条(当庁の所管法令ではない)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律においては、同法第2条第1項に掲げる営業を風俗営業として位置付け、所定の規制がなされているが、現金、有価証券その他の利益の提供を前提とするカジノは、同法に規定する風俗営業に該当しない。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定める	カジノは、世界各国に存在する健全な娯楽施設であり、提案理由としては以下の通りであります。 1. カジノで新しい娯楽を創出する。2. カジノで雇用創出および消費の拡大を促し、地域経済の活性化につながる。3. カジノで得る収益を特定の目的(子育て支援、環境対策)として活用する。これはカジノを運営するにあたっては、防犯及びセキュリティに関してノウハウを持ち、経営が健全であると認められた、パチンコ営業店に対し、全国に先駆けてカジノ経営を、カジノ特区として許可するのが良いと考えられるのであります。又、遊技を行う対象者は20歳以上の成人であることは勿論のこと、パスポート等で身分が確認出来る外国人もおおび、予め入場許可証の発行を受けた者と、それ以外たとえ成人であっても入場を禁止することとします。	—	カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。また、カジノの合法化には、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、地域の風俗習慣の悪化等が懸念され、これらの諸問題が十分に考慮される必要がある。					1 0 4 7 0 5 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁 法務省
010090	店舗型風俗特殊営業の公平な認可について	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条第2項	法第28条第1項において、店舗型風俗特殊営業を営むことを禁止する区域を定め、第2項において、第1項に定める区域のほか、都道府県の条例により、店舗型風俗特殊営業を営むことを禁止する区域を定めることができる旨を規定している。	風俗法第28条の2により、各県に店舗型風俗特殊営業の1号営業「ソープランド」の認可が委任されているが、人口が一万人以上の自治体への、許認可権の委譲について要望する。	第15次提案「全国規模の規制緩和」において、県から市町村単位への許認可権の委任に関しては、「現行法でも各市町村における地域の実情や住民の意思を踏まえることは十分に可能」としているが、現実には県 > 市町村 > 個人と力関係が働いており、競合する場合に地域住民の意思が優先される事はない。現に禁止されている自治体において、認可された事例がないことが明白な事実である。 青森県での陳情事例をあげると、「善良な風俗環境・少年の健全な育成を営む・暴力団の資金源になる等」、数値化されない主観的な不採択理由はこの自治体でも同じであり、現状ではどのような提案をしても許可されることはない。(資料1・2参照) そのため現行法でも各市町村における地域の実情や住民の意思を踏まえることは十分に可能」との回答は、認識に誤りがあると思われる、人口一万人以上の自治体及び、当該建物への巡回パトロールの義務付け等という条件で、県から市町村への許認可権の委任について要望する。	C	現行法でも、各市町村における地域の実情や住民の意思を踏まえることは十分に可能であり、法第28条第2項の規定は、善良な風俗若しくは清浄な風俗環境を営む行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するという法目的達成のため、十分に機能している。					1 0 0 2 0 1 0	個人	青森県	警察庁
010100	売春行為の条件付き許可について	売春防止法(当庁の所管法令ではない)		特定区域内での指定設備を有する建物客室内において、売春行為の条件付き許可について要望する。	売春防止法第11条では、「情を知って、売春を行う場所を提供した者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処すると、場所の提供を禁止しています。しかし一方で風俗法での店舗型および派遣サービスが、認可および届出制になり場所の提供を容認しています。その中で売春が行われているのは周知の事実であるので、「売春を禁止する」とした場合に、このような形態に對してどのような取り締まりが行われるのか教えていただきたいと思います。 第14・15次提案において「売春防止法は、「売春が人としての尊厳を著し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものである」との基本的な理念を宣明した上、売春行為を禁止するともに、売春を助長する行為等を処罰している」と、毎回同じ回答をされています。しかし同第4条では適用上の注意として、「この法律の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」とあります。何度も言いますが、国民の権利とは憲法に保障された「職業選択の自由」も含まれます。従って一般国民は別として、従事者に対して売春防止法は適用されないこととなります。そのため従事者等に区域を限定した特例措置を講じても、問題は生じないと考えますので、再検討を要望します。	—	警察庁は、売春防止法を所管していないことから、売春行為を合法化することは是非についてお答えする立場にはないが、売春の合法化には、清浄な風俗環境や青少年への影響、暴力団等の反社会的な組織の関与、女性の尊厳等の観点から懸念があるのではないかと考える。					1 0 0 2 0 2 0	個人	青森県	警察庁 法務省
010110	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の長期在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法(当庁の所管法令ではない)		成長産業分野であって資本金1億円以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人(在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展においても極めて重要である。これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や経営幹部など範囲に含む、高・高次な人材の獲得は、外国と日本人が共生して発展してきた当地域の経済成長や雇用創出に必要不可欠である。いわゆる高度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当地域にとって同程度に重要である外国人経営者等が、親の問題で入国が困難になったり、在留を断念することがないよう、親の活動を「特定活動」に加えることを求めるものである。	—	移住を含む外国人の受入れに関しては、適正在留管理、外国人が安定して生活を営むための雇用、教育、社会保障等の制度が十分整備され、また、受入れについての国民のコンセンサスが得られていることが必要と考えられている。当庁としては、こうした観点から、関係省庁の検討状況を把握しながら、治安に与える影響について慎重に見極めていく必要があると考える。					1 0 2 6 0 5 0	兵庫県	兵庫県 警察庁 法務省 厚生労働省	